

報道関係者 各位

平成 24 年 10 月 16 日

【照会先】

労働基準局 監督課

課 長 美濃 芳郎

調 査 官 加藤 敏彦

課長補佐 飯野 弘仁

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5543)

(直通電話) 03(3502)5308

## 11 月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

厚生労働省では、長時間労働や、これに伴う問題の解消を図るため、11 月を「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布による周知啓発などの取組を集中的に実施します（別添 1）。

労働時間の現状は、依然として長時間労働の実態が見られ、改善が必要な状況にあります。長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するためには、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフなど、すべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要です（別添 2）。

このため厚生労働省では、本年度も 11 月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、長時間労働の抑制など労働時間の適正化に向け、労使の主体的な取組を促すとともに、重点的な監督指導などを実施します。

### 〔重点的に取組を行う事項〕

- (1) 時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導など、健康管理に関する措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

また、厚生労働省ホームページ内に「労働時間適正化キャンペーン特設ページ」を設置し、同ページ上の「労働時間等情報受付メール窓口」で、職場の労働時間等に関する情報を受け付けます。

労働時間適正化キャンペーン特設ページ

URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/campaign.html>

## 平成 24 年度労働時間適正化キャンペーンの概要

### 1 実施期間

平成 24 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）までの 1 か月間

### 2 重点的に取組を行う事項

#### （1）時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減

- ・時間外労働協定（36 協定）は、時間外労働の延長の限度等に関する基準に適合したものとする
- ・特別条項付き 36 協定により月 45 時間を超える時間外労働を行わせることが可能な場合でも、実際の時間外労働については月 45 時間以下とするよう努めること など

#### （2）長時間労働者への医師による面接指導など、労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ・産業医の選任や衛生委員会の設置など健康管理に関する体制を整備し、また、健康診断などを確実に実施すること
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導などを実施すること など

#### （3）労働時間の適正な把握の徹底

賃金不払残業を起こさないよう、労働時間適正把握基準を遵守することなど

### 3 主な実施事項：

#### （1）使用者団体や労働組合に対する協力要請

使用者団体や労働組合に対し、労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発などの実施について、協力要請を行います。

#### （2）職場の労働時間に関する情報提供の受付

職場の労働時間に関する情報を、下記 URL に設置する「労働時間等情報受付メール窓口」で重点的に受け付けます。

期間：11月1日（木）から11月30日（金）

URL：[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/mail_madoguchi.html)

#### （3）周知・啓発の実施

使用者へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

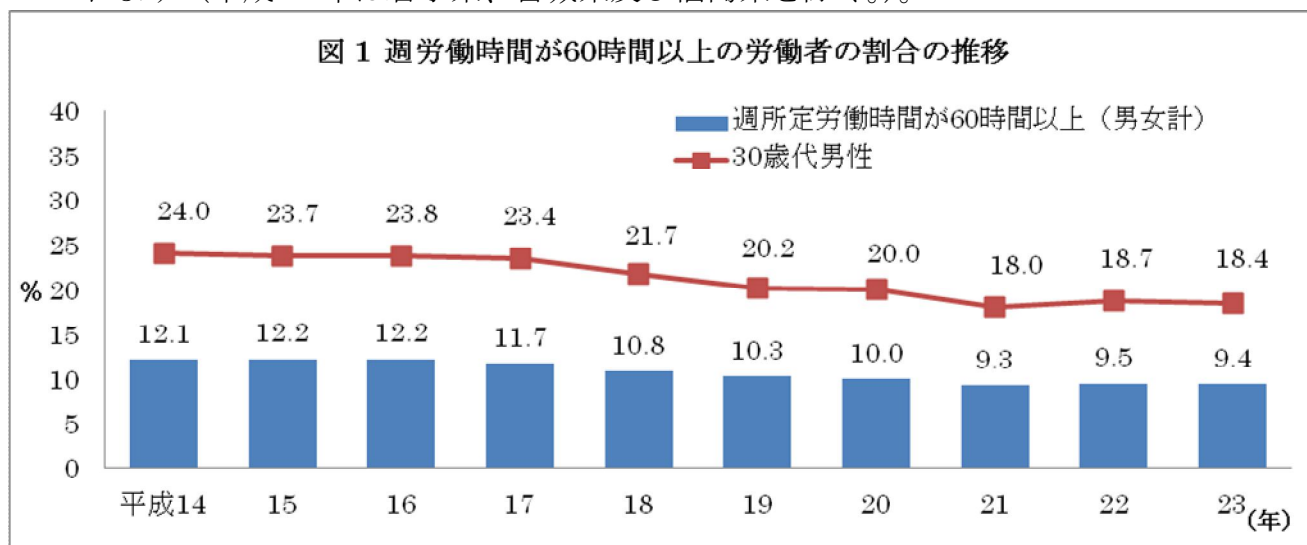
労働時間適正化キャンペーン特設ページ（厚生労働省ホームページ内）

URL：[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/campaign.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/campaign.html)

【詳細は参考（「平成 24 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領」）を参照】

## 1 労働時間等の現状

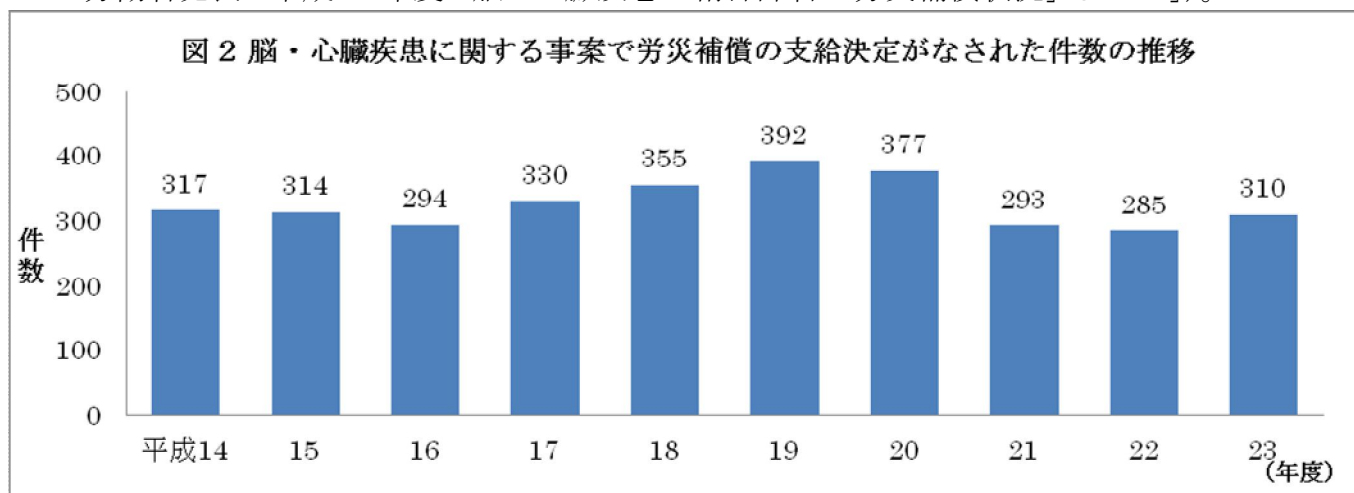
「労働力調査」（総務省統計局）によると、平成 23 年における週労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は 9.4%となっており、特に子育て世代に当たる 30 歳代男性では 18.4%と高い水準で推移するなど、依然として長時間労働の実態が見られます（平成 23 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。）。



（平成 23 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く）

## 2 過重労働による健康障害について

平成 23 年度において、脳・心臓疾患に関する事案で労災補償の支給決定がなされた件数は 310 件で 4 年ぶりに増加に転じています（平成 24 年 6 月 15 日厚生労働省発表「平成 23 年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」まとめ」）。



なお、事業者は、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならないこととされています。また、この面接指導の対象とならない労働者についても、これに準じた措置を講ずることが望まれます。

## 3 賃金不払残業（注）について

平成 23 年度において、全国の労働基準監督署が残業に対する割増賃金が不払になっているとして、労働基準法違反で是正指導した事案のうち、1 企業当たり 100 万円以上の支払がなされた企業数は 1,312 企業、支払われた割増賃金の合計は 145 億 9,957 万円、対象労働者数は 11 万 7,002 人となっています（平成 24 年 10 月 16 日厚生労働省発表「平成 23 年度 賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ」）。

（注）賃金不払残業とは、所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して所定の賃金または割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいいます。